

法 学 号 外  
平成 30 年 4 月 19 日

各私立学校設置者 }  
各私立学校長 } 様  
(小・中)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 30 年度「子どもの人権 SOS ミニレター」事業について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp



事務連絡  
平成30年4月13日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属小・中学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を 御中  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について

平素より人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、法務省人権擁護局より、別添の「平成30年度『子どもの人権SOSミニレター』事業実施要領」に基づき、「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を、法務局・地方法務局の職員等が全国の小・中学校等に対し配布を行うとの連絡がありました。

ついては、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校主管課におかれては、その管下の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

いじめや体罰の問題は、依然として生徒指導上の大きな課題となっています。これらは、子供に対する重大な人権侵害であり、早期発見・早期対応が重要です。各位におかれては、この事業の目的を御理解いただき、積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- ・平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（平成29年度版）
  - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（平成29年度版）
- ※実際に配布される「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、平成30年度版として現在製作中のものになります。

<本件連絡先>

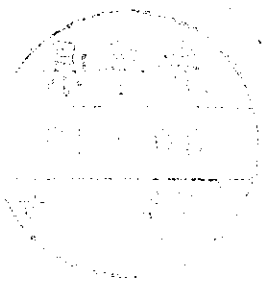
文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL 03-6734-3297 (直)

FAX 03-6734-3735





別添

平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局  
全国人権擁護委員連合会

1 目的

子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっており、これを裏付けるように、平成29年中における学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件数及び教育職員による体罰に関する人権侵犯事件数は、いずれも昨年に引き続き高い水準となっている。

このような子どもの人権問題への対応策として、封筒（料金受取人払の処理を施したものと便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター」（以下「ミニレター」という。）を全国の小・中学校の児童・生徒に配布し、これを通じて身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、併せて、法務省の人権擁護機関の相談窓口等（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネットによる相談等）を子どもたちやその保護者に周知することを目的として、本事業を実施する。

2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下同じ。）の児童・生徒全員を対象とする。

3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

4 実施方法

(1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）は、ミニレターを作成して法務局又は各学校等、法務局が指定する場所へ送付する。

(2) 人権擁護局は、本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県私立学校担当部局、附属小・中学校を置く国立大学法人及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課に対して協力を要請する。

- (3) 法務局は、本事業の実施に当たり、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会に対して本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。
- (4) 法務局は、本事業の実施に当たり、各学校に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童・生徒への配布について協力を依頼する。なお、依頼の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配慮する。
- (5) 法務局及び都道府県連合会は、本事業の実施に当たり、役割分担及び具体的実施方法等について協議する。
- (6) 法務局へ送付されたミニレターの各学校への配布は、法務局職員と人権擁護委員が連携して行う。
- (7) 法務局職員及び人権擁護委員は、児童・生徒から送付されたミニレターに対し、共同して、手紙又は電話により速やかに返答する。なお、返答に当たっては、誤送付等が発生することのないよう、十分注意する。
- (8) 相談内容については、秘密を厳守する。
- (9) 児童・生徒から送付されたミニレターは、人権相談として取り扱う。また、ミニレターにより把握した「いじめ」等の重大な事案については、人権侵犯事件として開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。
- (10) 法務局は、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示しても差し支えない。

## 5 実施期間

実施期間は、平成31年3月末日までとする。

## 6 報告

法務局及び都道府県連合会は、ミニレターを配布後、小・中学校へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を四半期ごとに別紙様式に記入の上、各四半期の翌月10日までに、法務局通信ネットワークを利用して人権擁護局調査救済課（人権救済/本省/人権擁護局）宛てに電子データで報告する。

また、毎月のミニレターの返答結果については、人権擁護事務支援システムの所定の項目に入力して報告する。

なお、報告を受けた同課は、通数等を取りまとめの上、全国人権擁護委員連合会事務局宛てに写しを送付する。

子どもの人権

# SOS

## ミニレター

悩みを教えてください！  
必ず方になるよ！

今、家や学校で困っていることはない？  
誰かに相談したり、話したりできないことだっているいるあるよね。  
そんなときは、キミの悩みをこの手紙に書いて、教えてね。  
いつしよに書いて、  
届んでいるキミの方になるよ。

ひみつは  
守るよ

悩みがあったら  
手紙を書いてね



SOSミニレターは  
こんなふうにつかってね！

- 1 困っていること、悩んでいることがある人は...
- 2 それをSOSミニレターに書いて、送ろう！  
切手はいらないよ。
- 3 手紙が電話であなたに返事が来るよ！  
※SOSのスタッフが手紙を返してあげます。



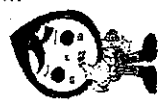
東京都人権擁護委員会

小学生用

## 子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの方になつてくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。  
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気軽に送ってね。  
(切手はいらないよ！)

どんな人が  
返事をくれるの？



みんなの人権を守る仕事を  
している法務省の職員や人権  
擁護委員が返事をします。

入籍ってなに？



入籍は一人ひとりが入籍らしく生きる  
ために持っている大切な権利です。意  
識や暴力で奪つつけられたり、無視され  
るのは、大切な人権が守られていない  
ということです。

僕たち・私たちは  
SOSミニレターを書きました！

いじめられてもがまんして悩ん  
でいたけど、SOSミニレターの一  
封書を送って僕が救われました。  
(4年 男児)

お友だちが  
困っているときも  
相談してね！

この冊子には、右下に「SOSミニレター」の角の跡が貼られています。  
その跡の上には、SOSミニレターを  
送るときに貼る切手や封筒を貼る  
場所が示されています。

## SOSミニレターの他に、電話やメールで相談することもできるよ。

**電話で相談**  
電話料金はかかりませんよ。携帯電話・スマートフォンからもかけられるよ。  
0120-007-110  
相談時間：月曜～土曜 午前8:30～午後5:15 ※土曜日は、朝9:00～10:00、平日の休日は必ず留守です。

**メールで相談**  
法務省のホームページでも相談を受け付けているよ。  
<http://www.jinken.go.jp/>  
QRコードからも  
インターネット入籍相談  
アクセスできるよ

困ったことをなんでも相談してください。  
通話無料 子どもの人権110番  
相談時間：月曜～土曜 午前8:30～午後5:15  
※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。  
※あなたの近くの法務局につなげます。  
※土曜日、日曜日、祝日、平日の夜間は留守電話です。

SOS  
カード  
いつでも持っていてね！



この冊子には、右下に「SOSミニレター」の角の跡が貼られています。  
その跡の上には、SOSミニレターを  
送るときに貼る切手や封筒を貼る  
場所が示されています。





中学生用

# 子どもの人権 SOS ミニレター



悩んでいるあなたへ。 私たちが必ず力になります。

家庭や学校で悩んでいることはありませんか？

## 相談内容の秘密は守ります。

### SOSミニレターの利用のなかれ

- 友達からいじめを受けている
- 暴力を受けて悩んでいる
- あなたの手紙を、人権問題に詳しい人が読んで、どうしたら一番いいかを考えます。
- 携帯サイトやインターネットで窓口を書き込まれた
- 学校や家、その他のことで悩みがある



希望の連絡方法 (電話・手紙)で あなたに返事をします。

例えばこんなときに利用してください

この冊子には、右下に「音声コード」が印刷されています。専用の読み上げ装置で読み取ると、記録されている情報を音聲で聞くことができます。

## 「子どもの人権SOSミニレター」について

この裏面に相談したいことを書いて送ってください。切手は不要です(平成31年6月30日まで)。あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権問題に詳しい人が読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。



### 人権ってなに？

人権とは一人ひとりが人間らしく生きるための権利です。人生生まれたときから、誰もがこの権利を持っていて、言葉や暴力で傷つけられたり、無視されたり、無言のうちに、本物の人権が守られていないということです。私たち法務省の人権擁護機関は、みなさんの人権を守る仕事をしています。

### 利用した人の声

- 僕たち・私たちがSOSミニレターを書きました！
- 「学校のことで悩んでいたけれど、SOSミニレターを書いて、もやもやしていた気持ちがすっきりしました。」(1年生・男子)
  - 「叔のことで悩んでいましたが、アドバイスをもらって、向かっていきます。本当にありがとうございました。」(2年生・女子)

お友達が困っているときも相談してください。

## SOSミニレターの他に「電話」や「メール」でも相談することもできます。

- 電話で相談** 電話番号はかかりません。携帯電話・スマートフォンからもかけられます。
  - 子どもの人権110番** (通話無料) **0120-007-110**
  - 相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜日、日曜日、平日の時間帯は留守番電話です。
- メールで相談** 法務省のホームページでも相談を受け付けています。
  - 子どもの人権SOS-メール**
  - インターネット人権相談 | 検索 | 24時間受付
  - QRコードからでもアクセスできます
  - <http://www.jinken.go.jp/>

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

「困ったときに相談できる連絡先カードです。切り取って、いつも携帯してください。

**通話無料** **子どもの人権110番**

**0120-007-110**

相談時間：月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15

※携帯電話・スマートフォンからもかけられます。 ※お友達の悩みの相談にもつながります。 ※土曜日、日曜日、平日の時間帯は留守番電話です。

**SOS** カード



切手取り  
山折り

登録済の切手  
封筒を  
作ってください。



切手は不要です！  
代金100円分  
KINENBANKの切手

山折り

- SOSニレターを送り方**
- ①メッセージを書いたら、厚み平の切り取り線で切りはなします。
  - ②左のカードを切りはなし、封筒を切り取ります。
  - ③山折り線に沿って折入の折りけしと書いてあるところの折り目をつけて封筒を作ります。封筒の中から手紙が出てしまわないようにあるので、しっかりと折ります。
  - ④切り取った手紙を封筒に入れて封をし、ポストに入れてください。
- 切手は平成31年6月30日まで不要です。

1 0 2 8 7 9 0

209

郵便受取人証印便  
超町郵便局  
承認  
4417  
有効期間  
平成31年6月  
30日まで  
(切手不要)

東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行  
(中学生用)



切手は平成31年6月30日まで不要です。

山折り

困ったときに相談できる  
連絡先カードです。

切り取って、いつも  
持ち回してください。



インターネットでも相談できます。  
子どもの人權 SOS-ex@il  
インターネット人權相談  
検索  
24時間  
受付  
http://www.jinken.go.jp/

QRコードからでも  
アクセスできます  
東京法務局  
人権擁護委員連合会



あなたのことを  
教えてください。  
名前

性別 男・女

学校名

学年 年 組

返事はどの方法がいいですか？

●手紙がよい  自宅  学校  その他 ( )

●電話がよい (お電話できるのは平日午前9時から午後5時15分までです)

自宅  自分の携帯電話 (メールでは返信できません)  その他 ( )

上記希望場所の住所や電話番号を正確に書いてください。

〒

住所

(ここには何も書かなくてください)

書いていただいた  
相談の秘密は守ります。  
 いいねのこと  いいね以外の学校のこと  家庭のこと  その他

困っていること、悩んでいることをこちらに書いてください(いつ、だれに、何をされましたか?)。

Blank lines for writing the consultation content.

書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってください。

法務省権調第21号

平成30年4月13日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿  
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長 名 執 雅 子  
(公 印 省 略)

平成30年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について  
(依頼)

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案が数多く発生しているほか、家庭内における児童虐待の事案も増加し、死に至るケースもあるなど、大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで発生することが多く、被害者である子ども自身も、教師や親、友人などの身近な人にも相談しにくいことから、重大な結果が生じて発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、これらの問題に対する施策として、平成18年度から、全国の小・中学校、これに相当する中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、これを通じて身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとの的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的とする標記事業に取り組んでおり、引き続き本年度も実施することとしました。

標記事業につきましては、本年5月下旬以降（新潟県内、大阪府内及び北海道札幌法務局管内は10月中旬以降）の実施を予定しておりますところ、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、「子どもの人権SOSミニレター」の配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成25年4月2日付け25初児生第3号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日付け文部科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 山崎，中島

電話 03-3580-4111（内線 2714）

FAX 03-3592-7675